

「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令」の概要

平成 27 年 5 月

1. 趣旨

「環境影響評価法」（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づく環境影響の具体的な項目や手法の選定方法等については、全事業種に共通する基本となる考え方を定めた環境影響評価の基本的事項（平成 9 年環境庁告示第 87 号。以下「基本的事項」という。）を環境省が告示し、これを踏まえ、主務大臣が事業種ごとに事業特性等を勘案して主務省令を定めることとされている。

「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成 25 年法律第 60 号）により、法の放射性物質に係る適用除外規定が削除された。また、当該削除を踏まえ、平成 26 年 6 月 27 日に基本的事項が改正された。これらの改正内容を踏まえ、「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年厚生省令第 61 号。以下「省令」という。）に、放射性物質に係る規定を追加する必要がある。

2. 主な改正の概要

（1）計画段階配慮事項等選定指針 <一部改正 省令第 4 条～第 6 条関係>

○計画段階配慮事項の検討に当たって把握する自然的社会的状況（地域特性）に関する情報として、一般環境中の放射性物質の状況を追加する。

※環境影響評価の項目等の選定に関する指針（下記（2））においても準用。

○一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素として、放射線の量を追加する。

※環境影響評価の項目等の選定に関する指針（下記（2））においても準用。

○放射線の量に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって踏まえる事項については、放射線の量の変化を把握できることとする。

（2）環境影響評価項目等選定指針 <一部改正 省令第 22 条関係>

○放射線の量に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって踏まえる事項については、放射線の量の変化を把握できることとする。

（3）参考項目・参考手法

<一部改正 省令別表第一（第 21 条関係）及び省令別表第二（第 23 条関係）>

○別表第一の環境要素の区分に放射線の量を追加し、放射性物質が拡散・流出する可

能性がある影響要因^{*}に係る項目を参考項目とする。

※放射性物質を含む、粉じんの飛散、表土の降雨等による流出、建設工事に伴う副産物の発生などにより、放射性物質が拡散・流出することが考えられるため、これらの事態が生ずる可能性があるもの（建設機械の稼働、造成等の施工等）。

○別表第二に、放射線の量に係る調査・予測の参考となる手法^{*}を追加する。

※放射性物質を含む、粉じんの飛散、表土の降雨等による流出、建設工事に伴う副産物の発生などにより、放射性物質が拡散・流出することが考えられるため、粉じん、水の濁り、建設工事に伴う副産物の発生の特性を踏まえた手法。